

筑西市議会経済土木委員会

会 議 録

(令和6年第1回定例会)

筑西市議会

経済土木委員会 会議録

1 日時

令和6年3月14日（木） 開会：午前9時56分 閉会：午前10時59分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第32号 市道路線の廃止について

議案第33号 市道路線の認定について

議案第34号 令和5年度筑西市一般会計補正予算（第9号）のうち所管の補正予算

議案第47号 筑西市宮山ふるさとふれあい公園条例の一部改正について

議案第48号 筑西市営住宅条例の一部改正について

議案第49号 筑西市水道事業給水条例及び筑西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

4 出席委員

委員長 三澤 隆一君 副委員長 森 正雄君

委員 塚田 砂与君 委員 吉富 泰宣君 委員 田中 隆徳君

委員 増渕 慎治君 委員 堀江 健一君 委員 秋山 恵一君

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 宮川 尚訓君

委員長

三澤 隆一

○委員長（三澤隆一君） ただいまより経済土木委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立しております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査をまいります。

なお、議案審査の順序ですが、お手元に配付いたしましたとおり、市道路線議案2案、条例議案3案、補正予算議案1案について、所管部ごとに審査を願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） また、筑西市議会基本条例第19条の申し合わせ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行うこととされておりますので、討議を希望される場合、挙手を願います。

それでは、各議案について所管部ごとに審査をまいります。

初めに、経済部です。議案第34号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、経済部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第34号については複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をしたいと存じます。

それでは、農政課から説明を願います。

○農政課長（本田浩二君） 農政課、本田です。よろしくお願いいたします。着座にて説明いたします。失礼いたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○農政課長（本田浩二君） 議案第34号のうち、農政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、5ページを御覧ください。第2表、繰越明許費補正（追加）でございます。款6農林水産業費、項1農業費、事業名、担い手確保・経営強化支援事業1,438万1,000円の繰越しをお願いするものでございます。これは、今回の補正予算に計上しておりますが、年度内の執行が困難であるため、翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、11ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目6農林水産業費県補助金、節1農業費補助金、説明欄79、担い手確保・経営強化支援事業補助金1,438万1,000円の増額をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にてご説明いたします。

次に、12ページを御覧願います。款21諸収入、項6目6雑入、節8雑入（農林）、説明欄23、農地集積協力金交付事業補助金返還金25万8,000円の増額をお願いするものでございます。これは、茨城県農地中間管理機構が行う農地貸付けに係る支援制度におきまして、離農等の理由により10年以上機構に農地を貸付けをした場合、貸付け面積に応じ経営転換協力金を交付するというものでございますが、10年以内に解約をした場合、協力金を返還する必要がございます。このたび、令和3年度、令和元年度、平成27年度にそれぞれ協力金の交付を受けた個人3名が自己の都合により貸付期間満了前に農地中間管理機構との合意解約に至り、当初の交付要件を満たさなくなったことから、受領した協力金の一部が返還されるものでございます。

次に、21ページを御覧願います。3、歳出でございます。款6 農林水産業費、項1 農業費、目3 農業振興費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、担い手確保・経営強化支援事業1,438万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは、国の令和5年11月補正予算により事業化されました担い手確保・経営強化支援事業におきまして、本市の1経営体が申請いたしました、農業用機械等の整備について事業採択の内報を受けたため、新たに歳出予算を計上するものでございます。

最後になります。22ページを御覧願います。款6 農林水産業費、項2 林業費、目1 林業振興費、節12委託料、説明欄、森林経営管理事業188万円の減額をお願いするものでございます。これは令和5年度の事業費確定によるものでございまして、剰余金につきましては森林環境基金に積み立てられるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 21ページ、担い手確保・経営強化支援事業の部分でございますが、要するに補助をされる事業者が今のご説明だと1者、1事業決まっておられるということでございまして、その1事業者の方に1,438万1,000円を交付されるという整理でよろしいのでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 本田農政課長。

○農政課長（本田浩二君） 委員のご質疑にご答弁申し上げます。

委員おっしゃったとおり、1事業者に対しての補助金額の交付に係る予算計上でございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 事業者が何に使いますというのは、もう分かっている内容でございますか。機械とかというような部分でご説明されておられましたけれども。

○委員長（三澤隆一君） 本田農政課長、お願いします。

○農政課長（本田浩二君） ご答弁申し上げます。

この内報を受けた事業者におきましては、水田作経営における機械、トラクターや附属機械のロータリー、それから光選別機、汎用乾燥機の導入でございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） それと、ICT関係もこの事業に入っているのですか。ICT関係という観点でいくと。

○委員長（三澤隆一君） 本田農政課長、お願いします。

○農政課長（本田浩二君） ご答弁申し上げます。

ICTに関する機器、今ですとロボット機械、無人操舵、それからGPSを使った田植機なども補助の対象になってございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

○委員（吉富泰宣君） いいです。分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ほかに。

田中委員。

○委員（田中隆徳君） 5ページなのですが、繰越しの部分、こういった事業がどんな理由で繰り越されるのか、もう少し詳しく教えてください。

○委員長（三澤隆一君） 本田農政課長、お願いします。

○農政課長（本田浩二君） 委員のご質疑にご答弁申し上げます。

この繰越しの事業、担い手確保・経営強化支援事業でございますが、こちらの事業、国の補正予算事業になっておりまして、国の臨時国会、11月に議決された補正予算と。それによりまして、本市におきましては11月の中旬から下旬にかけて各認定農業者に事業の周知を行い、その後申請等を集計し、県を通じ国に申請をしております。また、県におきましてもこの予算につきましては、県議会、3月議会で補正予算を計上してございますので、県と市同時に3月補正に計上しておりますので、翌年度へ繰越しになってしまうというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 田中委員。

○委員（田中隆徳君） 了解いたしました。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

森委員。

○委員（森 正雄君） 吉富委員の先ほどの質問に関連しているのですが、内容は分かりました。この事業は県の肝煎りの事業だというふうに理解しているのですが、当然、今回補助経営体は決まっているということですね。ポイント制、かなり高いのではないかと思います。どのくらいの経営体がこの事業に申し込んだのか、そういう実績はあるのですか。

○委員長（三澤隆一君） 本田農政課長。

○農政課長（本田浩二君） 委員のご質疑にご答弁申し上げます。

今回の事業に関しましては、筑西市全地区から5経営体の申込みがございました。ただし、事前に委員が申し上げたポイント制で、市としては20ポイント足切りということで、自己採点で20ポイントを超えた方の5経営体を県を通じて国に申請いたしました。国の採択の結果、5経営体のうち、1経営体の内報を得たということでございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 厳しいね。内容は分かりました。

では、次の質疑をさせていただきます。林業費、22ページです。森林経営管理事業、これ委託料が減額補正ということで、森林環境基金のほうに戻すということでもあります。この減額の理由について伺います。

○委員長（三澤隆一君） 本田農政課長。

○農政課長（本田浩二君） 委員のご質疑にご答弁申し上げます。

この減額につきましては、当初見込んでおりました設計金額に際しまして、7者による指名競争入札を行ったところ、その入札によって価格が予想より低減されたということでございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 分かりました。これに関連してですけれども、当然これ森林環境譲与税ということで市のほうに戻ってきている交付税みたいなものですけれども、これに関連して、二重課税だなんてよく言われますけれども、茨城県の県税で森林湖沼環境税ってありますよね。これと直接関係ないですけれども。この森林環境譲与税の戻しは基金に積み立てているというような説明ありましたけれども、森林湖沼環境税、これ使っていないようだけれども、それとの関連はどのようなのですか。

○委員長（三澤隆一君） 本田農政課長。

○農政課長（本田浩二君） 委員のご質疑にご答弁申し上げます。

県が行っております森林湖沼環境税につきましては、例えば霞ヶ浦に注ぐ流域の市町村に対する合併浄化槽の推進ですとか、あと以前は森林関係の事業もあったのですが、現在、この森林経営管理事業に当てはまる森林湖沼環境税、いわゆる県のほうの事業と重複できる事業はございませんでした。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 森委員。

○委員（森 正雄君） これは国のほうの森林環境譲与税、これと当然森林湖沼環境税も均等割から1,000円ずつ徴収されていますよね。筑西市のほうへは森林湖沼環境税は全然来ていないの。その辺伺います。

○委員長（三澤隆一君） 本田農政課長。

○農政課長（本田浩二君） 委員のご質疑にご答弁申し上げます。

市におきましては、先ほども説明しましたように、合併浄化槽関係の補助なんかにたしか交付金等で来ているのではないかなと思うのですが、直接私が所管の農林業のほうには森林湖沼環境税という名目からの予算は充当されてございません。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 直接関係なくて申し訳ないのですが、関連しているので。森林湖沼環境税は、当然森林という文言が入っているとおり、森林整備なんかにも使える県の税として申請できると思うのだよね。そういったところは今後も活用するように担当課としても考えていただきたい要望です。

○委員長（三澤隆一君） 答弁結構ですか。

○委員（森 正雄君） はい、結構です。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を終結いたします。

次に、農業振興課から説明願います。

○水田農業振興課課長補佐（小島美由紀君） 水田農業振興課、小島です。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○水田農業振興課課長補佐（小島美由紀君） 議案第34号のうち、水田農業振興課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

5 ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正（追加）でございます。款6 農林水産業費、項1

農業費、事業名、上段、儲かる産地支援事業1,274万1,000円の繰越明許費補正でございます。これは、県補助事業である儲かる産地支援事業を活用し、生産拡大に必要な機械、施設の整備において、7件の事業者が採択を受け、年度内の完了を目指しておりましたが、1件の事業者が整備を進めております、小麦保管用倉庫の年度内での完成が見込めないため、次年度に繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 今、1事業者が倉庫の完成が年度内にできませんということのようなのですが、その理由というのはもうお聞きになっておられるのでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 小島水田農業振興課課長補佐。

○水田農業振興課課長補佐（小島美由紀君） お答えします。

県の事業で6月の補正、市の予算では9月に補正予算を計上しました。機械導入ではなく倉庫の整備のため、建築確認申請等に時間を要し、年度内の完成は困難であるためでございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 分かりました。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、ふるさと整備課から説明願います。

○ふるさと整備課長（田口秀敏君） ふるさと整備課、田口です。着座にて説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） なお、執行部から提出ありました資料をタブレット端末に格納しております。ご確認ください。

それでは、願います。

○ふるさと整備課長（田口秀敏君） 議案第34号のうち、ふるさと整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

初めに、5ページを御覧願います。第2表、繰越明許費補正（追加）でございます。款6農林水産業費、項1農業費、事業名、土地改良支援事業45万2,000円の繰越しをお願いするものでございます。工事場所でございますが、参考資料の図面、令和6年第1回定例会補正予算実施箇所図①の赤枠Aが土地改良支援事業でございます。これは、勝瓜口土地改良区が令和5年度に実施する下館中地区第2揚水機場のポンプ交換工事において、工事資材の搬入に期間が必要となり、翌年度の工事完了後に市から補助金を交付するため、翌年度へ繰越しするものでございます。

続きまして、7ページを御覧願います。第3表、地方債補正（変更）でございます。表の1行目、県営かんがい排水事業の限度額を50万円減額し、310万円に、その下の行、県営圃場整備事業の限度額を390万円減額し、1,810万円に、それぞれ借入限度額の変更をお願いするものでございます。これは、いずれも令

和5年度の事業費確定によるものでございます。

続きまして、21ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款6農林水産業費、項1農業費、目6農地費、節18負担金補助及び交付金503万4,000円の減額をお願いするものでございます。内訳でございますが、説明欄、圃場整備事業（経営体・蓮沼地区）150万円の減額、その下、圃場整備事業（経営体・大川北地区）288万円の減額、その下、圃場整備事業（経営体・伊讃美地区）50万円の減額、22ページの説明欄、農業水路等長寿命化・防災減災事業（鶴田揚水機場）15万4,000円の減額は、いずれも令和5年度県営事業の事業費確定に伴い負担金を変更するものでございます。実施場所でございますが、参考資料の図面、令和6年第1回定例会補正予算実施箇所図①を御覧願います。赤枠Bが圃場整備事業、蓮沼地区、赤枠Cが圃場整備事業、大川北地区、赤枠Dが圃場整備事業、伊讃美地区、青枠Eが農業水路等長寿命化・防災減災事業（鶴田揚水機場）でございます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書、22ページを御覧願います。目7霞ヶ浦農業用水推進事業費、節18負担金補助及び交付金、説明欄、霞ヶ浦用水建設推進費41万1,000円の減額をお願いするものでございます。これも、令和5年度霞ヶ浦用水国営附帯県営かんがい排水事業の事業費確定に伴い負担金を変更するものでございます。事業実施場所でございますが、参考資料の図面、令和6年第1回定例会補正予算実施箇所図②を御覧願います。青枠Fが霞ヶ浦用水国営附帯県営かんがい排水事業の実施地でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 22ページのほうで長寿命化と防災減災という形で、1か所だけ防災減災という項目で事業しますというところがあったようなのですが、長寿命化と防災減災、工事の事業をする中身は若干異なる部分であるものなののでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 田口ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（田口秀敏君） お答えいたします。

農林水産省の事業はいろいろございまして、こちらにつきましては単なる揚水機場の工事でなく地域の防災減災にもつながる事業ということで、このような事業になっているものでございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 基本的に違いはないと整理してもいいわけですね。

○委員長（三澤隆一君） 田口ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（田口秀敏君） 最終的な判断は県のほうの判断になりまして、こちらはいろいろ現地を視察した結果、減災にもつながるということで、そのような経営に至ったわけでございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を終結いたします。お疲れさまでした。

次に、議案第47号「筑西市宮山ふるさとふれあい公園条例の一部改正について」審査を願います。

観光振興課から説明願います。

○観光振興課長（古宇田将人君） 観光振興課の古宇田でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） では、願います。

○観光振興課長（古宇田将人君） 議案第47号「筑西市宮山ふるさとふれあい公園条例の一部改正について」ご説明いたします。

この改正は、株式会社宮山公園あけのアグリショップが使用し、運営する宮山ふるさとふれあい公園の売店について、使用料から賃借料の方式に変更するためのものがございます。本公園でございますが、平成7年に開園し、売店建物は地元農産物のPRや生産者の販路拡大、地域振興を目的に、平成12年に設置されたものでございまして、当時の地方自治法におきましては、行政財産の貸付けや私権の設定が制限されていたため、条例において使用を前提に使用料を定めてございます。

改正は、今年度末で株式会社宮山公園あけのアグリショップとの使用許可が更新の時期を迎え、地方自治法の一部改正により、財務に関する制度が見直され、行政財産の貸付けや私権の設定が可能になったことから、その方式を使用料から賃借料に変更するものがございます。

それでは、議案書の内容についてご説明いたします。まず、議案書2ページ目の2段目でございます。第4条の次に新たに第5条として、公園の売店を借り受けて飲食物等の販売をしようとする場合には、市と賃貸借契約を結ぶことを定め、また契約を変更しようとする場合にも同様とすることを定めるものがございます。

次に、それ以外の本則部分につきましては、新たな第5条を加えることによる条ずれや、それに伴う条文引用部分を改正するものがございます。そして、従来の定額使用料を定める別表第1を削り、別表第2を別表とするものがございます。

最後に、附則として、改正の施行日を令和6年4月1日とし、事務の取扱いに関する経過措置を定めるものがございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 1点だけ。使用料から賃貸借契約に変更することによって、今の課長のご説明だとやれることが増えるよというふうに聞こえたのですが、やれることが増える内容というのは何になりますでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） 賃借料につきましては、市と相手方の賃貸借契約でありますので、市場性を取り入れた金額の設定が可能になるかと思います。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 市場性とおっしゃっているのは、例えば市から賃貸料を上げますとか下げますとか、基本的に市が業者に言えば上げ下げも交渉できるとか、そういう内容でございますか。

○委員長（三澤隆一君） 古宇田観光振興課長。

○観光振興課長（古宇田将人君） お答えいたします。

現在、株式会社宮山公園あけのアグリショップのほうに貸出しを行っているところでございまして、賃借料につきましては、現在不動産鑑定士による金額の設定をお願いしているところでございますが、宮山ふるさとふれあい公園の売店の建物は耐用年数のほうも過ぎておりますので、そちらのほうは下がるのかと思いますが、ただやはり公園の集客力などを考えますと魅力ある建物でございます。そこに宮山ふるさとふれあい公園の売店の売上げというものもありますので、そこが市場性というところで金額の設定の裁量の部分になるのかなと思っております。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） そういう意味合いを込めてということなのですね。いいです。分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を終結いたします。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第47号の採決をいたします。

議案第47号「筑西市宮山ふるさとふれあい公園条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で経済部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

執行部の入替えをお願いします。

〔経済部退室。土木部入室〕

○委員長（三澤隆一君） それでは次に、土木部の審査に入ります。

議案第32号「市道路線の廃止について」審査を願います。

なお、執行部から提出のありました資料をタブレットに格納しておりますので、ご確認ください。

それでは、道路維持課から説明願います。

○道路維持課長（青木 徹君） 道路維持課の青木です。よろしくお願いいたします。説明に際しましては着座にてよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○道路維持課長（青木 徹君） 議案第32号「市道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

市道路線の廃止につきましては、道路法第10条、路線の廃止又は変更に基づき議案提出させていただいております。

2ページ及び3ページを御覧ください。2ページの調書番号1番の関城地区1路線、調書番号2番から3ページ18番までの明野地区17路線及び調書番号19番の協和地区1路線の廃止で、廃止延長は19路線、合わせて7,962.37メートルでございます。

調書番号1番の路線につきましては、私有地の一部が市道認定されており、市道廃止申請が提出され、廃止するものでございます。

調書番号2番から17番の路線につきましては、長讃地区土地改良事業の換地により廃止するものでござ

います。

調書番号18番の路線につきましては、松原地区土地改良事業の換地により廃止するものでございます。

調書番号19番の路線につきましては、市道廃止申請が提出され、廃止するものでございます。

各路線の起点、終点及び延長につきましては、記載のとおりでございます。

参考資料といたしまして、市道廃止路線位置図及び市道廃止路線全体図を次ページから添付させていただいております。また、今回委員会用にさらに詳細な資料をつけさせていただいておりますので、ご確認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

廃止につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第32号の採決をいたします。

議案第32号「市道路線の廃止について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第33号「市道路線の認定について」審査を願います。

引き続き説明をお願いします。

○道路維持課長（青木 徹君） 続きまして、議案第33号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

2ページ及び3ページを御覧ください。市道路線の認定につきましては、道路法第8条、市町村道の意義及びその路線の認定に基づき議案の提出をさせていただいております。

2ページの調書番号1番から3番の下館地区3路線、調書番号4番から3ページ21番の明野地区18路線、調書番号22番の協和地区1路線の認定で、認定延長は22路線、合わせて6,121.04メートルでございます。

調書番号1番から3番の路線につきましては、宅地分譲開発により造成した道路部分を新規認定するものでございます。

調書番号4番から20番の路線につきましては、長讃地区土地改良事業の換地により認定するものでございます。

調書番号21番の路線につきましては、松原地区土地改良事業の換地により認定するものでございます。

調書番号22番の路線につきましては、市道廃止申請が提出され、廃止した路線の一部を市道として再認定するものでございます。

各路線の起点、終点及び延長につきましては、記載のとおりでございます。

参考資料といたしまして、市道認定路線位置図及び市道認定路線全体図を次ページから添付させていただいております。こちらにつきましても、委員会用にさらに詳細な資料をつけさせていただいておりますので、ご確認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） すみません、これも1点だけ。

添付資料で認定路線、起終点写真の調書番号21番と22番なのですが、まず21番のほうでいくと、①写真の起点と終点で、終点のほうはアスファルトで舗装されている、起点のほうは舗装されていない。22番のほうは、起点も終点も舗装されていないと。こういう状況ということは、今後基本的に何らかの要望とか、それとも今後の計画で舗装関係の整備事業というか、プロジェクトというか、それが開始されるとかという部分があるということでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 青木道路維持課長。

○道路維持課長（青木 徹君） お答えいたします。

認定の22番、こちらにつきましては松原地区土地改良区の中の道路であるのです。大体土地改良の中というのはほとんどが碎石敷きということになっておりますので、こちら今のところ舗装するというような開発のほうは考えておりません。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決をいたします。

議案第33号「市道路線の認定について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛 成 者 挙 手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第34号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、土木部所管の補正予算について審査を願います。

土木課から説明を願います。

○土木課長（枝 俊幸君） 土木課の枝と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○土木課長（枝 俊幸君） 議案第34号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、土木課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

7ページを御覧願います。第3表、地方債補正（変更）でございます。地方債の借入限度額の変更をお願いするものでございます。

起債の目的の中段、道路新設改良事業につきましては、限度額を1億8,800万円から限度額1億7,890万円に減額をお願いするものでございます。

次に、その下、鬼怒川小貝川流域道路排水対策事業につきましては、限度額を3,090万円から2,030万円に減額をお願いするものでございます。

以上の2事業につきましては、いずれも事業費の確定によるものでございます。

続きまして、10ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。下段、款15国庫支出金、項4交付金、目8節1土木費交付金、説明欄21、社会資本整備総合交付金につきましては、1,237万9,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは、社会資本整備総合交付金の確定に伴うものでございます。

次に、12ページを御覧願います。下段でございます。款22項1市債、目8土木債、節2道路橋梁債、説明欄11、道路新設改良事業債については、910万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、その下、節3河川債、説明欄4、鬼怒川小貝川流域道路排水対策事業債1,060万円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にて説明申し上げます。

次に、23ページを御覧願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出でございます。2段目、款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費、説明欄、道路新設改良事業2,035万8,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、国の交付金の事業費確定に伴い減額補正をお願いするものでございます。

次に、その下、款8土木費、項3河川費、目1河川総務費、説明欄、鬼怒川・小貝川流域道路排水対策事業（旧鬼怒プロ関連事業）400万円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、国の交付金の事業費確定に伴い減額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 23ページ、道路新設改良事業の部分で2,000万円減額をされるという内容なのですが、事業費内容というのは5億9,800万円もあるので、その事業費2,000万円確定したので、事業費を減額する。2,000万円も減額するというのは、本市にとっていいことなのですか、それとも悪いことなのですかという質問したらどうなのですか。

○委員長（三澤隆一君） 枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） これ国の補助金でございまして、防災安全の舗装修繕冠水対策という項目があるのですが、そこで減額のほうが1,136万円ということで、内示のほうで26.7%という低い国からの割合でございました。そのような中、足らない分を一般財源で工事のほうはできないというルールになっておりますので、そういう形で減額補正をさせていただくということでございます。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） はい、分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

森委員。

○委員（森 正雄君） 今、吉富委員の質問に関連してです。社会資本整備総合交付金がこういったこと

で減額、もくろみが外れているというところだと思うのですが、この交付金の減の理由というのは主に何ですか。

○委員長（三澤隆一君） 枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） 社会資本整備総合交付金に関しては、3年ぐらい前に国のほうから補助要綱に対して茨城県のほうに見直しというか、ちょっとルールが甘いのではないかといいところで見直しをしてほしいということがございまして、その後から内示なんかが本当に低い割合になってきたというような形で、国のほうからの縮減になっているのかなと。例えば目的に対しての決まったもの、幹線道路に対して開発を伴うものであったり、そういうものに関しては補助をある程度つけますよ、有利につけますよ、そういうルールはあるのですが、なかなか道路だけを整備するという補助はどちらかというと厳しい感じになってきているのかなというところでございます。

○委員長（三澤隆一君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 分かりました、話は。私的には、これだけ全国的に災害が大きいから来ないのかなという印象を持ったのです。その辺。

○委員長（三澤隆一君） 枝土木課長。

○土木課長（枝 俊幸君） 森委員のおっしゃるとおりでございます。災害に対して、やっぱりそういうところでまずはそっちを優先に事業費をつけるということはあると思いますので、災害が頻発化していますので、そういう中でやはり厳しくなっているのかなというところもあると思います。

○委員長（三澤隆一君） よろしいですか。

○委員（森 正雄君） はい。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、建築課から説明をお願いします。

○建築課長（成川幸夫君） 建築課、成川でございます。よろしくお願いいたします。着座にてご説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○建築課長（成川幸夫君） 議案第34号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、建築課所管の補正予算についてご説明いたします。

5ページを御覧願います。第2表、繰越明許費補正（追加）でございます。下段にあります款8土木費、項5住宅費、事業名が市営住宅維持補修事業302万5,000円の繰越しをお願いするものでございます。

理由といたしましては、令和6年度に予定しておりました玉戸西市営住宅の解体工事につきまして、社会資本整備総合交付金事業の実施計画変更によりまして、前倒しでの事業採択見込みとなりましたが、令和5年度中の工事完了が困難であることから、令和6年度に繰越しをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑をお願いします。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 困難になった理由は何になりますでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 成川建築課長。

○建築課長（成川幸夫君） 市営住宅の解体工事につきましては、社会資本整備総合交付金を活用して実施しております。この交付金の増額要望調査というものが2か月ほど前、1月にございましたので、それからですとなかなか工事完了までの期間が取れないということで、今年度はちょっと実施が困難ということでございます。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。ありがとうございました。

次に、都市整備課から説明をお願いします。

○都市整備課長（渡辺正法君） 都市整備課の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いします。

○都市整備課長（渡辺正法君） 議案第34号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、都市整備課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

5ページを御覧願います。第2表、繰越明許費補正（追加）でございます。款8土木費、項4都市計画費、事業名、市街地活性化支援事業327万8,000円の繰越明許費補正をお願いするものでございます。理由につきましては、門井・蓮沼地区地区計画等検討業務委託について、検討業務及び関係機関協議に時間を要し、令和5年度内の業務完了が困難であることから、令和6年度に繰越しをお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑をお願いします。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 検討業務の中身を教えてくださいよろしいでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 渡辺都市整備課長。

○都市整備課長（渡辺正法君） お答えいたします。

都市計画マスタープランの土地利用の方針で、新たな商業業務などの複合機能の集積地区として位置づけられております流通、医療機能などが集積する下館卸団地周辺地区で、現在の機能集積を生かし、複合産業機能の集積促進を検討する業務でございます。

以上でございます。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 分かりました。

以上です。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第34号について、全ての説明、質疑を終了いたしました。

続いて、討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決をいたします。

議案第34号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第9号）」のうち、所管の補正予算について、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第48号「筑西市営住宅条例の一部改正について」審査を願います。

建築課から説明願います。お願いします。

○建築課長（成川幸夫君） 議案第48号「筑西市営住宅条例の一部改正について」ご説明いたします。

改正の理由でございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律という法律がございます。この法律の一部改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

法律の改正内容についてご説明いたしますと、改正前は、配偶者に対する退去命令というものがこの法律の第10条第1項に規定されておりましたが、改正後は同法第10条の2に規定されたことから、同条を引用しております筑西市営住宅条例第7条第2項第4号中の「同法第10条第1項」という部分を「同法第10条第1項若しくは同法第10条の2」に改めるものでございます。

また、同号イ中の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を「配偶者暴力防止等法」に簡略化するための改正となっております。

なお、附則でございますが、この条例の施行期日は令和6年4月1日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） 質疑を願います。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） この条例を改正するに当たった、もとの法律がこういう文言に改正する理由は何なのでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 成川建築課長。

○建築課長（成川幸夫君） 法律の第10条第1項なのですが、こちらには配偶者に対する接近禁止命令というものと配偶者に対する退去命令、この2つが第10条第1項に規定されておりました。改正に当たっては、退去命令というものが、第10条の2というのを新しく設けまして、そちらに移行になりましたので、そちらを引用している条例も直さないとこれまでどおりに対応できないというもので今回改正するものです。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 突っ込んで申し訳ございませんが、退去命令の部分が別建てになった理由は御存じなのでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 成川建築課長。

○建築課長（成川幸夫君） 先ほど申し上げました接近禁止命令、これはそのまま第10条第1項に残すの

ですが、接近禁止命令をもっと重くするといいますか、厳しくするといいますか、それで退去命令だけは第10条の2というのを新しくつくってそちらに移行したということでございます。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） はい、分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を終結いたします。

続いて、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第48号の採決をいたします。

議案第48号「筑西市営住宅条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で土木部の審査を終了いたします。お疲れさまです。

執行部の入替えをお願いします。

〔土木部退室。上下水道部入室〕

○委員長（三澤隆一君） 次に、上下水道部の審査に入ります。

議案第49号「筑西市水道事業給水条例及び筑西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」審査を願います。

水道課から説明願います。

○水道課長（澤部明典君） 水道課、澤部です。着座にて説明させていただきます。

○委員長（三澤隆一君） それでは、お願いいたします。

○水道課長（澤部明典君） 議案第49号「筑西市水道事業給水条例及び筑西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

水道整備管理行政に関する権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管する水道法等の改正に伴い、関連する条例の一部を改正するものです。

第1条につきましては、筑西市水道事業給水条例第6条第1項及び第37条第2項ただし書中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものでございます。

第2条につきましては、筑西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例第4条第6号中の「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものでございます。

なお、附則でございますが、この条例の施行期日を令和6年4月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を願います。

吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） 1点だけ。

厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改めることによって、担当課の仕事の、例えばデフォルトで作っている帳票が厚生労働大臣になっていますよと。そういったときに、この条例が変更になることによって、仕事の内容で修正する内容等々とかって発生しているものなのではないかという部分ではいかがでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） ご答弁申し上げます。

そういったものは全てございません。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） では、単に変更するだけで済んでいると、そういうことなのですね。それでよろしいのでしょうか。

○委員長（三澤隆一君） 澤部水道課長。

○水道課長（澤部明典君） ご答弁申し上げます。

名称の変更と考えていただければと思います。

○委員長（三澤隆一君） 吉富委員。

○委員（吉富泰宣君） はい、分かりました。

○委員長（三澤隆一君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） それでは、質疑を終結いたします。

続いて、討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（三澤隆一君） 討論を終結いたします。

これより議案第49号の採決をいたします。

議案第49号「筑西市水道事業給水条例及び筑西市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（三澤隆一君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で上下水道部の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（三澤隆一君） 以上で経済土木委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任いただきたいと存じます。

また、今定例会最終日に「閉会中の所管事務調査について」を提出いたします。

以上をもちまして、経済土木委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉 会 午前10時59分